

鳥取県告示第198号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
財団法人行政書士試験研究センター	一般財団法人行政書士試験研究センター	平成25年4月1日